

令和3年3月26日

### 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

#### ○特記事項あり

自転車、電動アシスト自転車、充電器（草刈機用）、電気ストーブ（ハロゲンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について  
(詳細は次頁以降参照。)

- |   |     |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>(うち石油ストーブ（開放式）1件)   | 1件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>(うち自転車4件、充電器（草刈機用）1件、<br>フッドミキサー（ブレンダー）1件、電動アシスト自転車3件、<br>電気ストーブ（ハロゲンヒーター）1件)                                | 10件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>(うちインソール1件、電子レンジ1件、IH調理器1件、<br>介護ベッド1件、電気冷凍庫1件、<br>脚立（伸縮式、アルミニウム合金製）1件、電動アシスト自転車1件、<br>リチウム電池内蔵充電器1件) | 8件  |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |     |

1.～4.の詳細は別紙のとおりです。

#### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800340、A201800586、A201900110、A201900122、A201900212、A201900235、A201900346、A201900865、A201901080、A201901134を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000987	令和3年2月	令和3年3月22日	インソール	重傷1名	靴に当該製品を入れて履いていたところ、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月14日
A202000989	令和3年2月19日	令和3年3月22日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月12日
A202000990	令和3年3月9日	令和3年3月23日	IH調理器	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	製造から15年以上経過した製品
A202000991	令和3年2月6日	令和3年3月23日	介護ベッド	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、背上げ部を起こしていたところ、急に背上げ部が下がり、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日
A202000992	令和3年3月13日	令和3年3月23日	電気冷凍庫	火災	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202000993	令和3年1月25日	令和3年3月23日	脚立(伸縮式、アルミニウム合金製)	重傷1名	作業現場で当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月11日
A202000994	令和3年3月8日	令和3年3月24日	電動アシスト自転車	重傷1名	店舗の駐車場で当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202000995	令和3年2月9日	令和3年3月24日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務室で当該製品を他社製の延長コード及びACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月15日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし